城東区7月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年7月8日	令和8年7月22日	令和8年7月2日に(株)ブレインファームを相手方として契約した「令和８年度区民アンケート調査業務委託」に関して、 2.本調査の実施目的である「施策、事業の見直しや改善に繋げる」ことに関して、回収率が30%程度にとどまる（男女間・年齢層間等に回答率の偏りがある）本調査の結果が、各区における施策や事業の「見直しや改善」の客観的かつ合理的な判断根拠として有効に機能・活用し得ると、市民局（または各区役所）において検討・確認したことが分かる一切の文書。 3.今年度分の実施目的が2.のとおりではない場合は、今年度実施分の実施目的が達成されるとする根拠が分かる文書。 4.「令和８年度区民アンケート調査」の実施にあたり、本事業そのものの妥当性、有効性、および目的達成可能性について、実施機関（市民局、区長会議または各区役所）において検証、審議、検討、または確認を行ったことが分かる起案文書、復命書、会議録、打合せメモ、電子メール等を含む一切の文書（※前年踏襲として特段の新規検討を行っていない場合は、今年度予算を要求・編成するプロセスにおいて、本事業の有効性や継続の妥当性を評価・判断したことが分かる一切の文書）。 ※なお、ここで言う目的は、事業の目的であり、「アンケートを実施する」などの契約の目的ではありません。あくまで委託料以外の費用も含めた、事業の実施費用を支出する目的です。また、過去の区民アンケートに対する情報公開において、審査会から「対象文書ではない」とされている区長会議資料などを誤って特定することのないようにしてください。	不存在	号	城東区役所	総務課（総務） 総務課（総合企画）
令和8年7月10日	令和8年8月24日	・調査実施状況等報告書（令和７年９月29日付け決裁） ・調査実施状況等報告書（令和７年12月12日付け決裁） ・公益通報処理報告書（令和８年３月25日付け決裁）	部分公開	1 5 7 号	城東区役所	総務課（総務）
		令和８年６月29日付「通報についてのご連絡」（大阪市公正職務審査委員会委員長名）において、令和７年２月19日及び同年４月14日受付の通報について、本委員会第１部会が審議した件に関し、審議結果の根拠となった資料、調査資料、報告資料、確認資料及び審議過程に関する ８,総務省行政相談センターきくみみ大阪からの照会又は連絡に対して、大阪市、城東区役所、市民局、総務局監察部監察課その他関係所属が作成、取得、送付又は保存した照会文書、回答文書、確認資料、内部検討資料	公開請求拒否	号		
令和8年7月10日	令和8年7月24日	大阪市公正職務審査委員会の審議結果通知後に城東区役所が実施又は検討した是正措置等に関する公文書の公開請求 令和8年6月29日付「通報についてのご連絡」（大阪市公正職務審査委員会委員長名）において、令和7年2月19日及び同年4月14日受付の通報について、大阪市公正職務審査委員会第1部会の審議結果が通知されました。 本請求は、当該通知の対象となった事案について、令和8年6月29日以降、城東区役所が審議結果を踏まえて実施し、又は実施を検討した是正措置、職員指導、業務改善、再発防止及び当事者への対応に関する公文書の公開を求めるものです。 なお、先行して行った申込番号 29025236「大阪市公正職務審査委員会の審議結果通知に係る根拠資料等の公開請求」は、審議結果の根拠となった調査資料、報告資料、照会・回答文書、関係職員への確認記録、法律相談記録、大阪市公正職務審査委員会の審議過程、きくみみ大阪との連絡文書及び関係所属への通知等を対象とするものです。 したがって、本請求は、先行請求の対象となる同一文書の重複交付を求めるものではなく、令和8年6月29日以降に城東区役所が新たに作成又は取得した、是正措置等の検討、決定、実施及び確認に関する文書を対象とします。 対象期間は、令和8年6月29日から本請求日までとします。 対象には、城東区役所が作成又は取得し、現に保有している次の文書及び電磁的記録を含みます。 1，本件の審議結果を踏まえ、城東区役所が是正措置、業務改善又は再発防止に関する対応方針を検討し、決定し、承認し、又は指示したことが分かる起案文書、決裁文書、方針書、指示書、実施計画書その他の文書 2，是正措置、業務改善又は再発防止策の具体的内容について行った会議、協議又は打合せに関する会議録、議事要旨、協議記録、打合せ記録、配布資料、説明資料及び作成メモ 3，本件に関与した職員、管理監督者、関係部署又は委託事業者に対して、令和8年6月29日以降に行った注意、指導、助言、業務上の指示、是正要求その他の措置について、その内容、実施日、実施対象及び実施状況が分かる文書 なお、事実確認を目的とした聴取、聞き取り又は事情説明の記録は、先行請求の対象であるため、本項には含めません。 4，本件を受けて実施し、又は実施を決定した職員研修、勉強会、周知、説明会、事例共有その他の教育措置に関する実施要領、通知文、研修資料、説明資料、受講記録、参加記録及び実施報告書 5，本件を受けて作成又は改定した、窓口業務に関するマニュアル、事務処理要領、本人確認手順、届書等への加筆又は補記に関する手順、方書の取扱基準、住民異動処理手順、マイナンバーカード券面変更手順、チェックリスト、確認票その他の業務資料 6，前項の文書について、改定前後の内容、改定箇所、改定日、改定理由、承認者、周知先及び適用開始日が分かる改定前の版、改定後の版、新旧対照表、変更履歴、改定記録及び決裁文書 7，是正措置又は再発防止策について、担当部署、担当者、責任者、実施期限、実施予定、進捗状況、完了状況及び未実施事項が分かる計画書、進捗管理表、確認表、実施報告書その他の管理記録 8，是正措置又は再発防止策の実施後に行った点検、確認、モニタリング、抽出調査、事務監査、効果検証、評価又は見直しに関する記録及びその結果が分かる文書 9，本件の当事者又は通報者に対する説明、謝罪、連絡、手続の訂正、追加対応又は結果報告について、その要否及び内容を検討し、決定し、又は実施したことが分かる文書 10，是正措置、職員指導、研修、業務手順の変更、再発防止策又は当事者等への対応の全部又は一部を実施しないこととした場合は、その判断、理由及び決定過程が分かる文書 11，前各項に関して、城東区役所内部又は城東区役所と委託事業者との間で送受信された電子メール、業務用チャット、メッセージ及び添付ファイル並びに電話記録、応接記録、連絡記録、会議録、打合せ記録及び職務上作成されたメモ 本請求と申込番号29025236 の先行請求の双方に該当する同一文書がある場合は、本請求に基づく重複交付は不要です。 ただし、先行請求の対象文書とは異なる版、異なる添付資料、令和8年6月29日以降に追記又は更新された記録及び先行請求の対象文書を基に新たに作成された是正措置等に関する文書については、本請求の対象に含めます。 個人情報その他公開しないことができる情報に該当する部分が含まれる場合は、当該部分のみをマスキングしたうえで、公開可能な部分について部分公開を求めます。 文書の全部又は一部を非公開とする場合は、非公開とする文書名、該当箇所、適用する大阪市情報公開条例上の条項・号及び具体的理由を明示を求めます。 対象文書が電磁的記録である場合は、プロパティ情報を含む。 プロパティ情報には、ファイル名、作成日時、更新日時、作成者、最終更新者、件名、タイトル、コメント、変更履歴、バージョン情報その他当該電磁的記録に付随する情報を含みます。 該当文書が存在しない場合は、不存在と判断した文書名又は文書類型、探索した部署、探索範囲及び不存在理由が分かる形で回答してください。 所管部署が城東区役所内の複数の所属に分かれる場合は、窓口サービス課その他の関係所属に確認のうえ、対象文書を特定いただきますようお願いします。 写しの交付方法については、可能な限り電子メールによるPDFファイル又は電磁的記録での交付を希望します。	不存在	号	城東区役所	総務課（総務）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年7月15日	令和8年7月29日	国の機関又は地方公共団体の機関から、住民基本台帳法第12条の2（住民票の写し等の交付）又は第11条（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）に基づき、対象者の氏名を特定せず住所を起点として当該住所の居住者の特定を求める請求（逆引き照会）があった場合の、応否・範囲・審査方法を定めた内規・要領・取扱基準。 令和3年度から令和7年度までにおける、税務当局（国税当局・地方税当局）からの前号の逆引き照会の処理実績（請求機関の別及び件数）が分かる文書。 （備考）個々の住民の個人情報の開示を求めるものではありません。上記の照会類型が制度・実務として存在するか、存在する場合の取扱いの枠組みが分かれば足ります。個人が特定される部分は非開示（黒塗り）として差し支えありません。	不存在	号	城東区役所	窓口サービス課（住民情報）